

<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止を図ります。

<政策目標>

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止

<事業の内容>

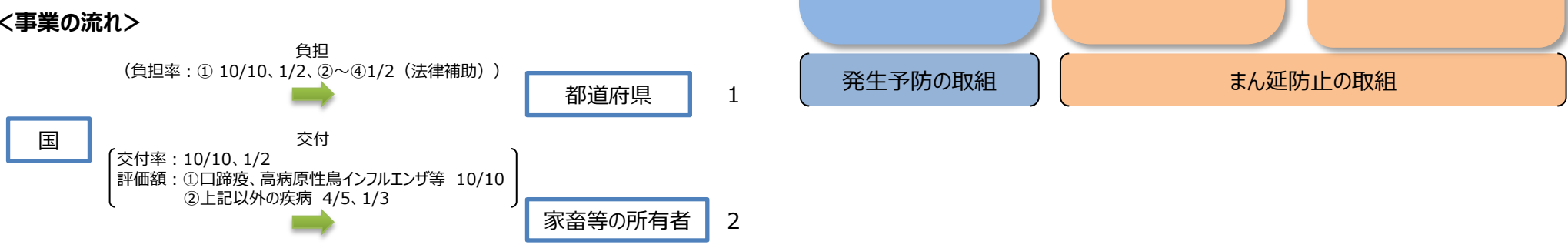
<事業イメージ>

1. 家畜伝染病予防費負担金
- 家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う
- ① 検査等に必要な資材費、薬品費

② 消毒ポイントの運営など消毒に要した経費

③ 家畜の伝染性疾病的まん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費

④ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。
2. 患畜処理手当等交付金
- 家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。
- また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、評価額全額を交付するとともに、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。



家畜衛生の推進（ソフト）

【平成31年度予算概算要求額 消費・安全対策交付金 2,221（2,038）百万円の内数】

<対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、**家畜衛生に関する監視・危機管理体制の整備**や生産性を阻害する疾病による**被害の低減対策等の取組**を進めます。

<政策目標>

家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>

1. 監視体制の整備 [拡充]

- 家畜保健衛生所において検査精度を担保する上で不可欠な検査機器の整備及び校正を支援します。

2. 危機管理体制の整備

- 防疫演習の実施や病性鑑定ネットワーク体制の構築等の取組を支援します。

3. 家畜衛生対策による生産性向上の推進

- 地域で課題となっている生産性を阻害する疾病について、関係者が一体となった衛生対策の仕組みづくり等により、疾病による損失防止の取組を支援します。

4. 畜産物の安全性向上

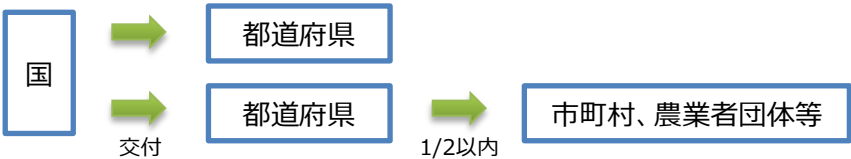
- 生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理（農場HACCP）の普及・定着等による畜産物の高付加価値化の取組を支援します。

5. 農場バイオセキュリティの向上

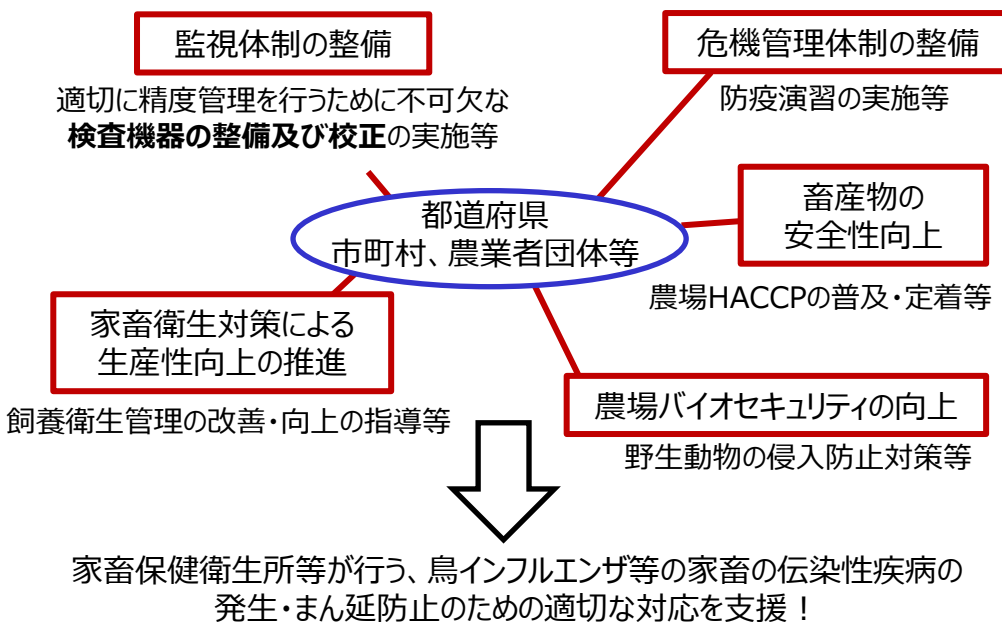
- 地域一体となった、農場のバイオセキュリティの向上による経営安定の取組を支援します。

<事業の流れ>

交付（9/10以内、1/2以内、1/3以内）



<事業イメージ>



（鳥インフルエンザ及び豚流行性下痢の症状）

【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

＜対策のポイント＞
都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、適切な病性鑑定を実施するために必要な**家畜保健衛生所の施設整備**や、**地域における疾病のまん延を防止するために必要な施設整備の取組**を支援します。

＜政策目標＞
家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. **高度バイオセキュリティ対応施設の整備**〔拡充〕

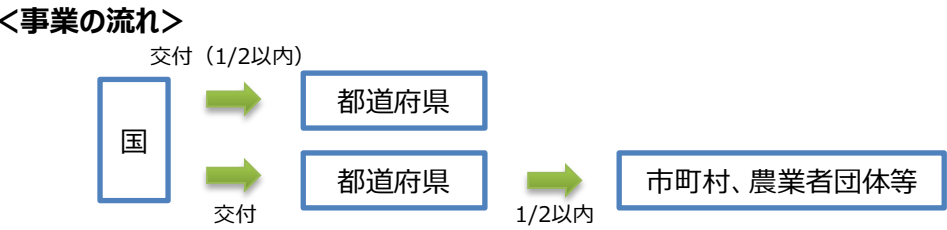
- 家畜保健衛生所等において、家畜の伝染性疾病的発生時に迅速な病性鑑定を実施し正確な診断結果を得るため、**高度なバイオセキュリティを完備した検査施設**や、遺伝子専用検査施設、採材、検査、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等の関連施設及び**精度管理に係るマニュアルの作成や検査データの管理**等を行う**精度管理関連施設の整備**を支援します。

2. **地域における車両消毒施設の整備**

- 地域における疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が出入りすると畜場、家畜市場等の出入口における車両消毒施設の整備を支援します。

3. **BSE検査対象死亡牛の一時保管施設の整備**〔新規〕

- **BSE検査対象となる死亡牛の範囲の見直し**により検査対象頭数が減少することに対応して、一時保管施設を集約する場合、その**一時保管施設の整備**を支援します。



＜精度管理関連施設の整備＞

適切に精度管理を行うために不可欠な

- ・標準作業書等の作成、保管
- ・検査データの管理

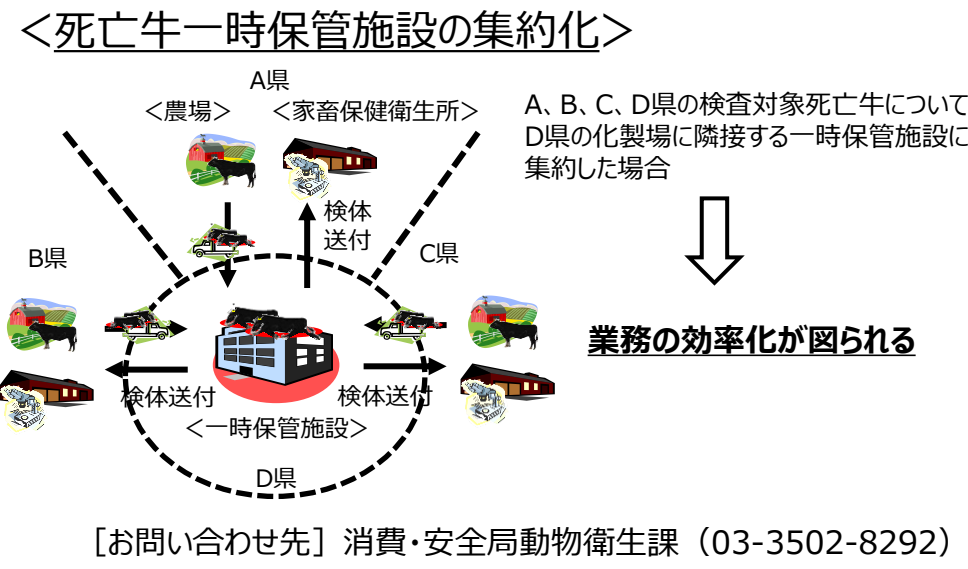
等を実施するための施設を整備

要領等の作成・保管

精度管理が義務付けられると

- ・大量かつ多様なデータの一括管理
- ・データの信頼性確保のため、セキュリティの強化

が必要となる



<対策のポイント>

海外からの家畜の伝染性疾病の侵入を防止するとともに、農畜産物の輸出促進に貢献すべく、**動物検疫体制の充実強化**を図ります。

<政策目標>

- 輸出促進の前提ともなる、家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底
- 輸出手続の簡素化

<事業内容>

訪日外国人旅行者の急増等により、海外との人や物の往来が活発化している一方で、海外では口蹄疫、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生が拡大し、**我が国への疾病の侵入が危惧**されています。動物検疫所では、**動物検疫体制の充実強化**を図り、家畜の伝染性疾病の侵入をより効果的・効率的に防止するとともに、輸出促進を図るため、**証明書の電子化による輸出手続の簡素化**に取り組んでいます。主な拡充内容は以下のとおり。

1. 家畜の伝染性疾病の侵入防止（事務費）【拡充】

急増する訪日外国人旅行者等への対策として、

- ① **動植物検疫探知犬を羽田空港に1頭増頭**し、旅行者の携帯品の検疫体制を強化します。
- ② 旅客の靴底消毒を継続して実施するため、成田空港及び羽田空港における**靴底消毒マットの環境整備**を実施します。

2. 輸出手続の簡素化（事務費）【拡充】

電子証明書の発行に係るシステムについて、設計及び開発を行い、輸出手続の簡素化・迅速化に取り組みます。

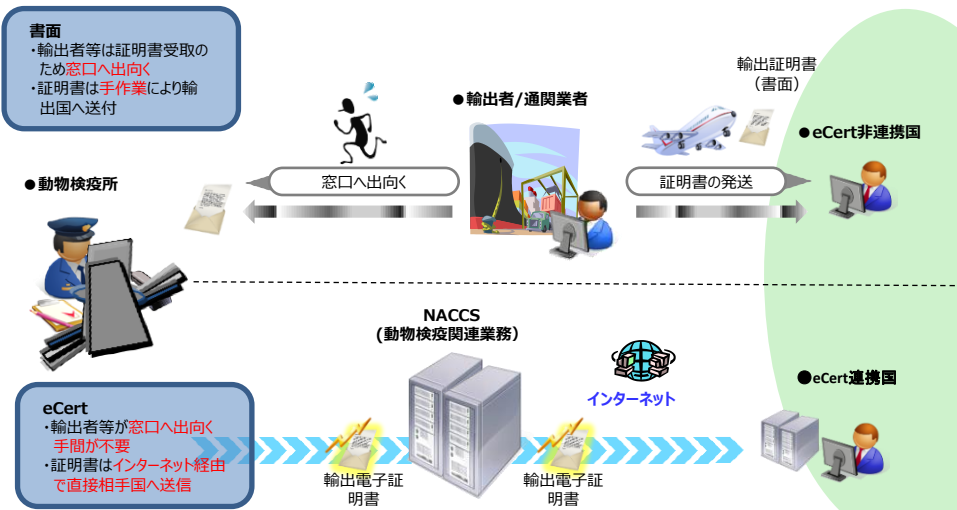
<事業イメージ>



<検疫探知犬>



<靴底消毒マット>



<電子証明書の発行>